

白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月12日

白川町長 佐伯正貴

白川町条例第22号

白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和38年白川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第5条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100</u> 分の <u>232.5</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100</u> 分の <u>230</u> を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

(白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和39年白川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第5条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満	(期末手当) 第5条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満

改 正 後	改 正 前
<p>了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、白川町職員の給与に関する条例（昭和31年白川町条例第14号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>了の日現在)において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、白川町職員の給与に関する条例（昭和31年白川町条例第14号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
(白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例)
- 2 第1条の規定による改正後の白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第5条第2項及び第2条の規定による改正後の白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）第5条第2項の規定は、適用日から令和8年3月31日までの間においては、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の232.5」とあるのは、「100分の235」とする。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の特別職給与条例及び改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、改正前の白川町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び白川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例及び改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。